

建築ストックを活用する 成熟社会の理念と建築基本法

日本建築家協会 法制度委員長

日本建築学会 法制委員会委員

建築基本法制定準備会 幹事

黒木正郎

株式会社日本設計 代表アーキテクト

日本郵政株式会社 施設部次長

日本女子大学 非常勤講師

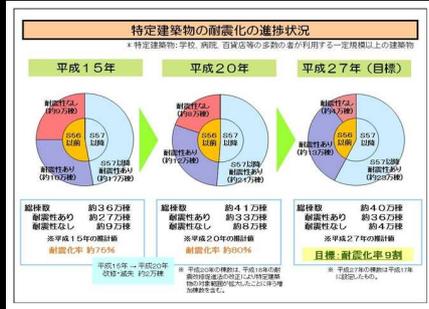
2013・03・14

近年の建築ストック活用で 最大の話題が 東京駅の復原でした



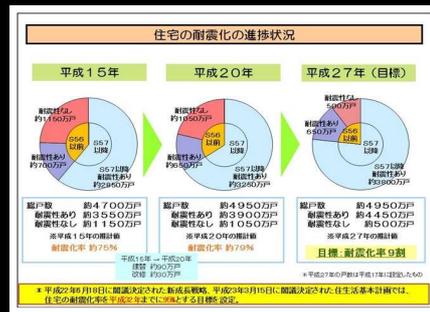
JR東日本WEBサイトより

一般の建築ストック活用も、 基礎的条件は整いつつある



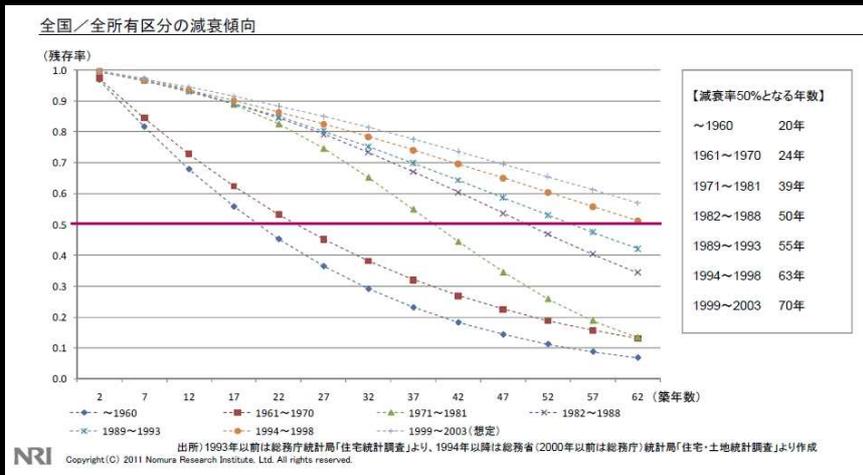
建築ストックを活用して
都市生活と居住環境の
魅力作り

耐震化が進捗すれば
建築ストック活用は
必然になる



国土交通省HP 住宅・建築物の耐震化について より

新しい住宅ほど寿命は長い



野村総研 2020年の住宅需要 より

「もはや作っては壊しの
時代ではない。
いままでたくさん作ってきた
建築物の蓄積を使って、
新しい時代のよりよいあり方を
切り開くことができる
のではないか」

という建築関係者の素直な思いを実現するのに、
何が問題になっているのか、どこから手をつけ
たらよいのか、について考察したものです

ストック活用でこんなことができる

重要文化財 三井本館の保存
と日本橋三井タワーの建設
⇒日本橋のまちづくり



Art museum on the Mitsui
Main Building's 7th floor



Hotel main lobby on
the tower's 38th floor



ストック活用でこんなことができる



霞が関ビルの40年

街区一帯で
広場を囲う
建設当初の
理念を実現



ストック活用でこんなことができる



復原なった東京駅と

ストック活用でこんなことができる



保存のかなった東京中央郵便局

ストック活用でこんなことができる

中心市街地の活性化
⇒ 駅前閉鎖した
百貨店を市役所に

石巻市役所



ストック活用でこんなことができる

雑司が谷
並木ハウス
⇒長屋を
店舗に



ストック活用でこんなことができる

雑司が谷
並木ハウス
⇒下宿が街
のシンボルに



ストック活用でこんなことができる



老朽化した老人ホームを



⇒若者向けのシェアハウスに



設計事務所
SPEAK



ストック活用でこんなことができる



設計事務所
SPEAK

立地が悪く ⇒バイクガレージつきアパートで満室稼働
て人気の無い共同住宅



ストック活用でこんなことができる

設計事務所
SPEAK

住まい手のいない戸建て住宅
⇒2戸の住宅に改修してリーズ
ナブルな家賃の共同住宅に



ストック活用でこんなことができる

木造の近代建築の小学校
地元市役所職員であった
建築家の作品
2012年に国の重要文化財に指定
⇒増築改修して小学校として使用

八幡浜市立日土小学校



ストック活用でこんなことができる



京都市は
条例を作って
町家を保存

WEBサイトより



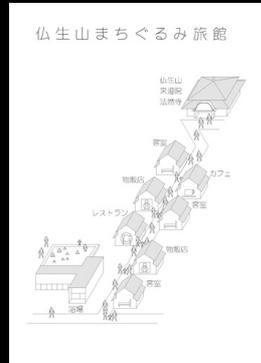
ストック活用でこんなことができる



金沢でも、NPOなどが町
家の保存活用の
活動をしています



ストック活用でこんなことができる



「まちぐるみでひとつの旅館」
 なんていうプロジェクトも
 あります
 (高松市仏生山町)

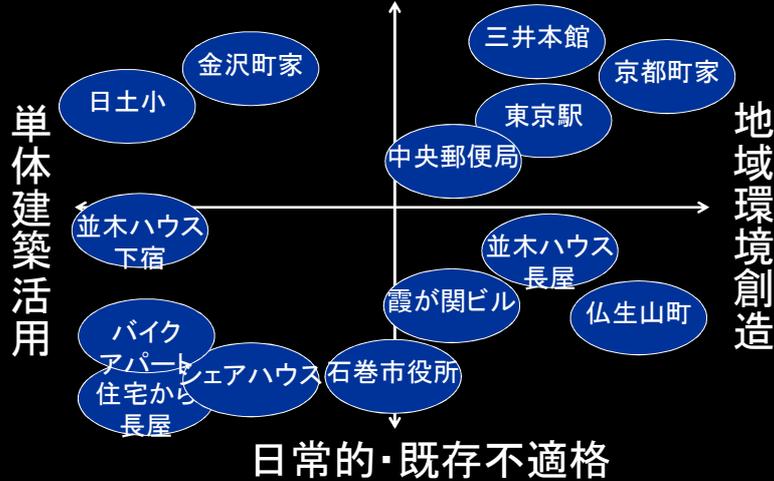


WEBサイトより

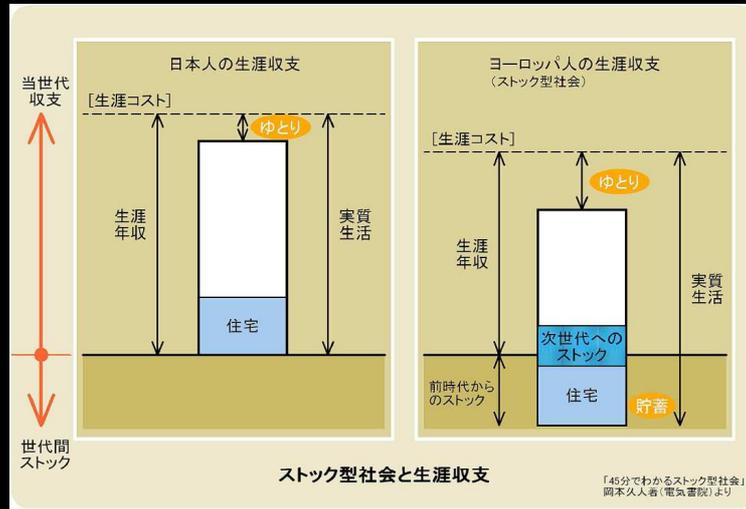


活用されている建築ストックはいくつかの属性に分類されるようだ

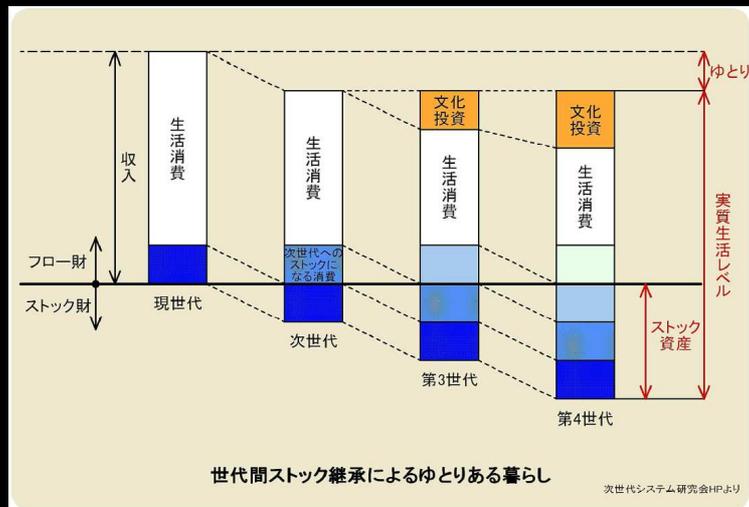
文化的・歴史的建造物



「ストック活用社会」の形成で 生活の質が向上する



ストックの世代間継承が都市 生活に豊かさとゆとりをもたらす



しかし、やりたくてもできないことも たくさんある

- ・廃校になった学校を福祉施設や店舗に(防災)
- ・日本建築の住宅を外国人
向けの宿泊施設に(用途不適)
- ・古いオフィスビルをアトリエ・
アパートメントに(遡及)



- ・地域に残った歴史的建築物を
街の複合拠点に(遡及)

⇒ 建築基準法の用途地域の規制・耐火義務・避難規定
により、容易にリノベーションできない

もし、ストック活用が進まないと 「ストック放置型社会」 になっていく恐れが



ストック放置型社会の恐怖

- × 自分たちが築いてきた社会の継承
- × コンパクト・シティの実現
- × 魅力ある地域環境づくり
- × 若年層にリーズナブルな住居の提供
- × 高齢者の社会参加
- × 新たな投資の促進
-

「建築関連法制」の改正だけで 問題が解決するわけではない

- A: 税制の分野・・・固定資産税・相続税の評価制度、減価償却制度、
- B: 金融の分野・・・中古住宅への融資制度、リノベーションへの融資制度、審査のあり方、
- C: 不動産流通の分野・・・不動産評価制度、情報の開示制度、賃貸条件・慣習の改革、
- D: 所有権等民法上の分野・・・所有権の細分化問題、区分所有制度の今後、「所有権の絶対性」について

しかし、建築の世界からできることはたくさんあるはず

ならば、われわれ建築関係者は
どういう行動に出るのが
適切だろうか

どこにどのような問題があるのだろうか

建築ストック活用の必要性はほぼ合意されている
⇒しかし現実のプロジェクトにはさまざまな問題が発生

技術的問題として

①「調査」 調査の範囲など条件設定が難しい。
⇒調査について定まった方法論が無い。
利益相反の問題がある・調査費用の負担の合意形成が難

②「コスト」 算出する人によって大幅な開きが出る。
⇒改修工事に対する発注者側の基本的な不信感
新築を選択させる動機付けに

③「法規」 良好に管理された建築物でも法的対応に？
⇒事業用資産の売買の局面では、
隠された違反の存在が致命的な瑕疵とされることも

本日は
ここに
焦点を

どこにどのような問題があるのだろうか

文化財級建築物 建築後約75年 重要文化財としての指定

■計画概要:某ビル本館

用途:事務所(一部用途変更あり) 構造SRC/RC、

規模:地上7階地下2階、延べ面積:約30,000㎡、竣工時期:昭和初期

(1) 建築基準法

新館建設により同一敷地内の2棟(新館・本館)は基準法上1棟扱い、本館部分は重要文化財の指定により、法3条1項1号の適用を受ける。

(2) 消防法

新館竣工後は、新館との接続により2棟が消防法上1棟の扱いとなり、更に防災設備は現行法規への遡及がなされる。



■遡及適用等の対応方針

- ・建築基準法に定められた防災・避難規定、及び消防設備等については、できる限り対応を行う。
- ・但し文化財として価値を損なうもの、物理的対応が困難なものについては、建築基準法3条1項の適用と消防法令32条の特例による免除をうけた。

どこにどのような問題があるのだろうか

文化財級建築物 建築後約75年 重要文化財として指定

(1) 構造の耐震性

耐震改修促進法に基づく検証。対応は不要の結論。

(2) 各居室出入口扉

建築基準法上の特定防火設備に「準じた仕様」への改修。

(3) 竪穴区画

極力、現行法規に近づけつつも、文化財的価値の高い箇所は区画の新設をせず。(適用除外)

(4) 面積区画

扉の意匠が文化財的価値を持つ部分についてはあえて「特定防火設備」の仕様に合致させることはせず。(適用除外)

(5) 階段幅員

法定の幅員に不足する箇所があったが、文化財的価値を損なわずに対応することは不可能のため、そのままとした。(適用除外)

どこにどういう問題があるのだろうか

文化財級建築物

(6) 避難距離

居室の一部に現行法の規定を超えるところがあったが、避難安全検証法に基づく避難計算に準じた計算で安全性を確認。

(7) 排煙設備

設置が不可能のため、避難安全検証法に基づく避難計算に準じた計算で安全性を確認。

(8) 内装制限

文化財的価値を守るために現況のまま保存。(適用除外)

(9) 昇降機

一部扉および内装は、文化財的価値が高いために継続使用とした。またオーバーヘッドおよびピット寸法が現行基準に合致しない部分があったが改修が物理的に不可能のためそのままとした。(適用除外)

(10) 管理者による巡回強化に基づく人的対応

防災安全面からの管理方法について言及。

ストック活用における法令上の諸問題と解決の方向

集団規定と構造以外は何らかの方法はあるが・・・

「集団規定」および「構造」が最初のハードル
この2点はストック活用の成否を決する。

これら以外の項目では、現行法に厳密に適合させようとすると、技術、コストの制約をできるだけ少なくしないと、対応が困難
⇒ただし、適合させることが物理的に不可能なものは少ない

適合状態に「できるだけ近づける」ことで可となれば
問題は飛躍的に減少するだろう。

ストック活用における法令上の諸問題と解決の方向

「避難安全検証法」は有力なツールだが既存向きにできていない

「避難安全検証法」は有力なツール だが・・・
排煙については、この規定が存在しなかったときの建築物に排煙規定を適合させるのは事実上不可能なので、検証法の適用は必須

避難安全検証法は、条文・項目により仕様規定免除ができないものがある。
そのポイントがネックになって、全体のシナリオが成立しないことがある。
⇒特別避難階段の構造規定適用除外の一部、
歩行距離のうちの重複距離など

既存建築物の現状の使い方や、管理水準を考慮に入れたカスタマイズ(居室の使用人数のとり方など)ができないため、
良く維持管理されたストックを活用する際でもメリットが感じられず
使い勝手もいまひとつ・・・
⇒ストックに適用する際の柔軟性の改善を求めたい

ストック活用における法令上の諸問題と解決の方向

別棟扱いは活用できるが不満も多い

「増築時の別棟扱い」は、ある程度有効だが・・・
「地下ピット利用の受水層」の継続使用が可能になった。

防火区画など、別棟扱いの効かない項目が残ることが
全体の有効性を減殺しているのではないか。

避難設備、排煙設備、非常用の照明装置などは、
「開口部の無い耐火(準耐火)構造の壁で区画されている場合には
別棟とみなす」という、
事実上適用不能な緩和規定となっている

「2重の防火区画」など、現実に適用可能で(今後の検証により)
安全性に問題が無いといえるものへ変更されることを希望する。

ストック活用における法令上の諸問題と解決の方向

現行法の行き届かない部分がネックになる

小さい項目だが改修不能な問題がある建物であった場合
⇒違反してでも活用するか、改修工事をおこなわずいずれ解体する、
という二者択一となり、事業的には解体の道を選ぶ可能性が高い。
これらの中に将来の文化財候補が多数含まれている・・・

事例1では・・・エレベータのピットとオーバーヘッドの寸法
現行基準に不足しているということで、遡及義務が生じた場合には
改修対象となるが、オーバーヘッドはともかくピットの改修は
基礎のつくり換えとなるので、遡及は事実上不可能・・・
⇒この条文を緩和できる手段が(文化財指定以外に)ない



ストック活用の意義と比較して、明らかに優先度の低い
項目であっても、対応しなければ全体が法令違反となってしまう
⇒このような矛盾はぜひとも解消したい

ストック活用における法令上の諸問題と解決の方向

全体計画認定による段階工事

段階改修の「期間」がネックになっていたが、その後規制緩和。
ストック活用への有効性はさらに高まったが・・・

問題点の指摘⇒
この期限延長の緩和を都合よく利用すると、ずっと改修工事中にしたまま
事実上遡及対応をせず、かえって危険な建築物を残してしまうことになる



問題の少ないストックは広く活用の道を開き、
大きな問題点を持つストックはそれを先行して解消させた上で
活用に供するシステムが望まれる。

問題解決へのハードルは高いまま

建築ストックの課題

1. 建物は、ほうっておけば劣化する

1. 手間をかけて劣化を防いでも価値につながらない

2. 古い法規に合わせたので防災的に劣る

2. 杓子定規な遡及を強制されるので新築のほうが得

3. 古い建物はやはり耐震性が心配

3. どの程度まで補強すればよいのかわからない

都市政策の課題

1. 成熟した暮らしぶりが豊かさとなって現れるまち

1. 権利の主張がぶつかるだけで保全と開発の対立

2. 国際競争力のあるグローバルな都市づくり

2. 全国一律の都市と建築法制で、選択肢がない社会

こんなことになったのは⇒現行制度の問題？

建築基準法の問題は

そもそも「建築基準法」は
63年前の時代背景で制定された法律

建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)

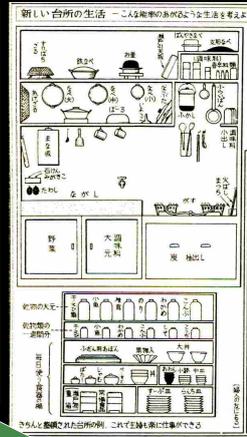
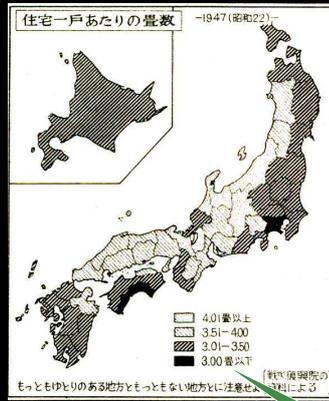
第一条(目的)

「この法律は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する**最低の基準**を定めて、国民の生命、健康および財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」

↓
当時のナショナル・ミニマムであった
生存要求を実現するための「基準」であった

昭和25年
って、
どんな時代
？

住宅の不足
450万戸



一戸当たり
3.0畳
以下

帝国書院・昭和25年中学校社会科地図帳復刻版 より

基準法で最低基準を 建築士法で質の確保を

建築基準法

第一条(目的)

この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

建築士法

第一条(目的)

この法律は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。

そもそも、建築物は個別性が高い ことが前提とされていたのでは

- どんな建物にも共通の最低の基準を「基準法」で定め、建築士の技量により最低基準以上の質の向上をはかるとしたのが、法制定時の思想であった。(内藤元建築指導課長の論文より)

⇒簡潔な条文で記述された制定当初の基準法。

- たとえば…
(構造耐力)
- 第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造でなければならない。
- 2 第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に関する設計図書の作成にあたっては、構造計算によって、その構造が安全であることを確かめなければならない。

昭和25年から平成25年の63年間で建築基準法は91回の改正、

昭和25年制定当初の建築基準法は

本文28616字

⇒平成25年現行の建築基準法は

本文140241字……5倍に拡大

ならば規制緩和で解決するのか？

⇒グレーゾーンは専門家による裁量の範囲だったはずである。

…法の精細化、新たな基準の追加、建築確認件数の増大、設計者の増加と質の問題

⇒マイクロスコプで覗き込むような技術基準ができてしまった

ストック建築物は新築にも増して個別性・固有性が高い

⇒新築のための基準がストックにも適用されたら、動きようがない



- 複雑膨大になる一方の法規であるが⇒改正はみな「安全性の確保」のため

- もともとは戦後の住宅確保・新築のための法規

しかし「ストックだから安全性が劣る」でよいのか？

安全性とストック活用の 矛盾の解決は？

第59回全国建築審査会長会議
(2012年11月1日愛媛県松山市)における
パネルディスカッションでも議論されました

「既存建築物の活用と建築基準法」
～既存建築物の有効活用及び文化的資産としての
建築物の再生について～

建築保存の専門家・ストック活用を目指す自治体・安
全確保の責任を求める法律家などの議論

安全性とストック活用の矛盾の 解決は「裁量性の確保」にある

1・歴史的建築物の保存と活用の手法は、きわめて個別性が高い。
⇒全国一律の基準ではなく地域が個別の判断をしていくことが適切。

2・建築物単体を保存活用すればよいものと、ひとまとまりの区域を
保存の対象とするものでは考え方が違う。
⇒どのような手法で安全対策を考えるかは、建築物と地域の
実態に即して考えるべき。

3・既存建築物の安全確保を、新築建築物と同様に物理的手段に
よってのみ確保させることには限界がある。
⇒用途・実際の使われ方・維持管理など、マネジメントの全体像を
考慮に入れた安全対策を考えに入れる。

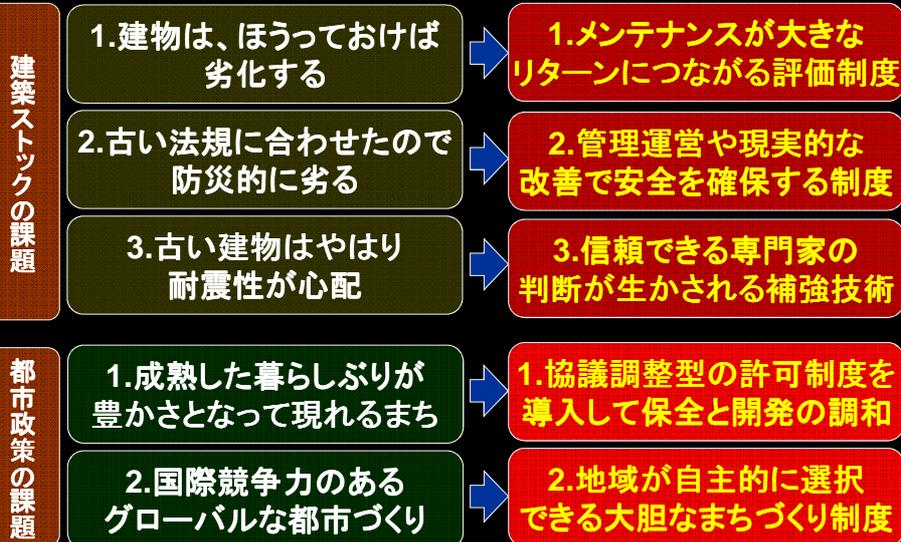
個別の特性を持った
建築ストック活用には
「専門家の裁量に基づく高度な判断」
が不可欠

ストック活用の
もうひとつのポイントは
適切な「用途開発」です

地域に固有の特性を生かした
地域環境創造には
「専門家の裁量に基づく高度な判断」
が不可欠

より良い地域環境づくりのための
もうひとつのポイントは
「市場機能の活用」です

問題解決へのプログラム



制度改正の2つのポイント

建築基準法の改正等に関して

⇒「基準法の適用除外」「既存不適格」「用途変更」

「地域環境創造」のための制度

⇒「建築確認」に該当する部分に選択肢を設ける

裁量を働かせられる制度に改正

建築士法の改正等に関して

⇒建築士法の「目的」につけくわえることがある

裁量を委任できる専門家の育成

裁量を働かせられる制度に改正

■提案1・建築基準法3条1項3号の積極的運用

現行法では建築基準法の適用除外となる「重要文化財等」と、一律原則遡及の、一般的な既存不適格建築物の2種類だけ

今後近代建築の中から、文化財として後世に伝えるべきものが多数出てくることが予想される。
⇒これらの建築物が、文化財指定の前の「ストック活用」の段階で価値を損なうような改変を余儀なくされることを避けたい



現行法に規定されている法3条1項3号「審査会同意に基づく適用除外」を積極的に運用することを望みたい。

裁量を働かせられる制度に改正

■提案2・遡及項目のポジティブリスト化

現行の建築基準法は、既存不適格建築の増築等において特定の項目を不遡及とする緩和特例はあるのだが・・・

現行の「不遡及条文明示・遡及項目のネガティブリスト」型では、増殖する一方の新築向け詳細基準に対して緩和のために網羅することは追いつかない。
⇒結果として思いもよらないところでストック活用を妨害することになる。



安全性に関する重要な部分のみを遡及対象とし、詳細な基準類は不遡及とする「遡及条文明示・遡及項目のポジティブリスト化」とする事を要望したい。

裁量を働かせられる制度に改正

■提案3・段階改修の発展形として段階適用を

遡及完遂の原則が変わらないのでは、所有者側の過剰な負担感が軽減されない

ハード面の改修と、管理運用面の措置を合わせて、「遡及の段階適用」または「部分適用」とすることはできないか。

ストック活用のためのちいさな改修が全体への遡及に及ぶことをさけ、活用の程度にあわせて安全性を向上させるために「適用範囲を選択可能」とする制度にはできないか。

裁量を働かせられる制度に改正

■提案4・協議調整が可能な法規制を

改修工事と遡及適用の関係は、実現可能な選択を可能にする制度に原則を変更すべきである

今後は、ストック建築の状態、敷地や将来の位置づけなどと、安全性の水準等を総合的に判断して「協議調整」に基づいて、活用のあり方を決めていける法制度に改正すべきではないか
⇒管理の水準や内容など、ソフト面での対応を考慮に入れて総合判断できる制度に

新築以降の履歴情報を公開することが求められる。
建物の安全性や状態とともに、資産的な価値を市場から確認できるようにする。

裁量を働かせられる制度に改正

「新築基準適用」から「ストック活用」の法へ

最低基準への適合を「確認」するだけから、**裁量判断**を可能にする「認可」あるいは「許可」制を選択可能に

ストック活用とは、「建築物が利用者にとって有効に活用」されると言う点のほかに、「市場で取引される社会財としての価値を保有し続ける」ことでもある
⇒その価値を証明する**情報の公開**が求められる。



情報公開が前提となれば、修繕更新、履歴情報管理、調査査定等が建築士等専門技術者によって日常的におこなわれる
⇒「**3つの問題点**」の相当な部分が**解決に向かうこととなるのではないか**

裁量を働かせられる制度に改正

■提案5・集団規定にも協議調整を可能にする制度を

集団規定に「確認」に替わる「許可」制を地域が選択することを可能にする法制度に改正し、ストック活用やまちなみ作りを地域主体でできるようにすべきである

地域ごとにすべて異なる「地域環境」を、全国一律の基準に「適合する・しない」で判断するのは不合理
⇒「確認」は一律基準、「許可」なら柔軟な扱いが可能



⇒『**羈束行為**』から『**裁量行為**』に変えることで、地域の特性に合った、また地域の求める形に適合した建築行為を誘導することができる。
…ある意味では「規制緩和」でもある。

裁量を働かせられる制度に改正

まちづくりのための「集団規定許可制度」について

地域像の明確な記述と
許可条件の可能な限りの定量的記述

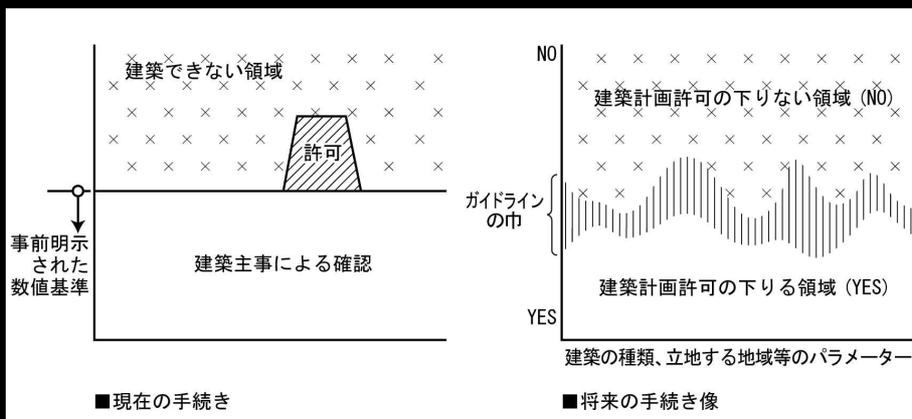
何をターゲットにした施策か



- A・街並みが汚くなる一方、貧相な街並みが国力をそいでいるのではないか、という指摘と無策への不安
⇒新たな規制の必要性
- B・市街地の再生、ストック活用や用途転換、既存建築物の改修・増築または減築などをおこないやすくするため
⇒『羈束行為』から『裁量行為』に変える必然性
…「個人財産への干渉」を伴うという国民全体におよぶ問題に正面から説明を

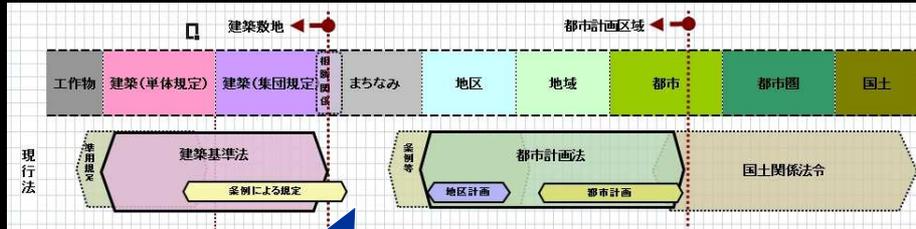
裁量を働かせられる制度に改正

「建築計画許可制度」の 目指すところは？



裁量を働かせられる制度に改正

今のまちづくり制度は どうなっているか



建築単体と
都市計画の間を
うめる制度がない

裁量可能な制度の
導入で、地域の特性を
生かしたまちづくり

裁量を働かせられる制度に改正

「まちづくりの制度」については、 さまざまな提案がなされているのですが

日本建築家協会 (2010・3)

・「建築まちづくり基本法」にもとづく裁量許可によるまちづくり制度を提案

国土交通省 (2010・5・17)

・大都市圏戦略基本法などを発表

国土交通省・都市計画制度審議会 (2010・5 以降)

・都市計画法の抜本改正を審議

民主党 都市まちづくり議員連盟 (中野寛成会長) (2010・6・10)

・「景観まちづくり基本法」によって基本原則を示し、現行法体系を抜本的に見直す

日本弁護士会連合会 (2010・8・19)

・「持続可能な都市の実現のために都市計画法と建築基準法(集団規定)の
抜本的改正を求める意見書」を発表・・・都市計画・建築統合法案(要綱)

建築基本法制定準備会 (2010・10)

・「建築基本法案」2010/10/20版を発表

・・・「建築物とそれにより構成される社会環境」の基本理念

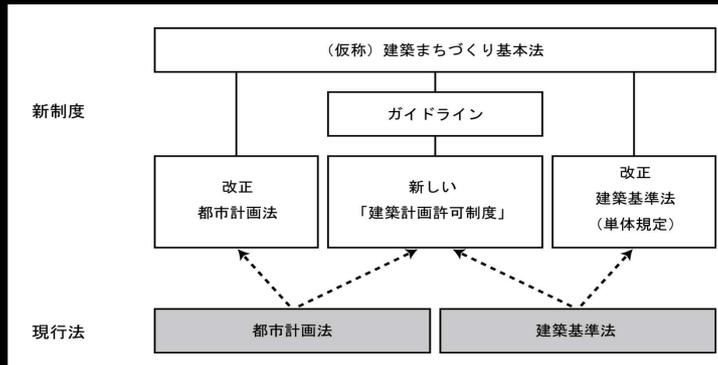
裁量を働かせられる制度に改正

日本建築家協会の提案

「(仮称)建築まちづくり基本法」に基づく

「**建築計画許可制度**」と、

「日本版CABE」(建築まちづくり支援・助言機構)

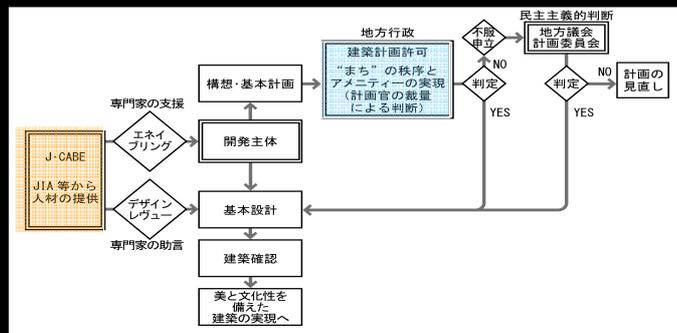


裁量を働かせられる制度に改正

日本版CABE

「(仮称) 建築まちづくり支援・助言機構」

英国のCABE(Commission for Architecture and Built Environment: 英国建築都市環境委員会)のような、地域環境のより良いあり方を踏まえた裁量的な判断をする専門機関を設けること。



裁量を働かせられる制度に改正

日本弁護士連合会の主張 意見書(2010/8/26)

日弁連・都市計画法+建築基準法集団規定 抜本改正案
(10/08/26)

- 1.都市計画法と建築基準法集団規定を統合
- 2.建築調和の原則、計画なければ開発なしの原則
- 3.三つの原則 1)持続可能な都市
2)心豊かに暮らす権利
3)統合的理念
(都市とまちなみ、人とコミュニティ、環境保全)
- 4.地域主権の確立と**裁量的建築許可制**
- 5.財産権と公共の福祉の新しい関係
- 6.執行停止原則を含む手続き規制の改正

裁量を働かせられる制度に改正

集団規定への裁量制導入にあ たって市場と社会制度に望み たいことは

「良好な地域環境の形成が、
資産価値の上昇につながるシステム」

地域環境作りのための制約⇒課税評価の下落
良好に形成された地域環境⇒市場価値の上昇
となれば理想的です・・・

裁量を働かせられる制度に改正

建築を許可制にしたら、投資にブレーキがかかる？

許可制を採用したい地域、そうでない地域で、
選択可能な制度にする。

建築ストックの
存続を可能にして
まちづくりに生かす制度

建設投資を呼び込みたい地域、抑制したい地域で、
選択が異なるであろう。

裁量を委任できる専門家の育成

ストック活用も、地域環境創造も 鍵になるのは

「専門家への裁量権の付与」

裁量権という「権限」が与えられるための条件は
[信頼]される専門家が、[権限]を委託されて、
[裁量]を伴う判断をし、その判断に対して[責任]を
持つことで、公益を実現する。

裁量性を伴う制度を作っても
その任に当たる人がいなければ機能しない。

それでは誰がそれに当たるべきか

裁量を委任できる専門家の育成

もう一度、法規を読み直してみると

建築基準法

第一条（目的）

この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

建築士法

第一条（目的）

この法律は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もつて建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。

「建築物の質」というと、定量判断だけを行う技術専門家のような感じがしますが

裁量を委任できる専門家の育成

他の業務独占資格法を 参照すると

医師法

第1条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

弁護士法

（弁護士の使命）

第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

どのような「公益」に実現に寄与すべきかを明確に示すこと

建築士法の改正点は

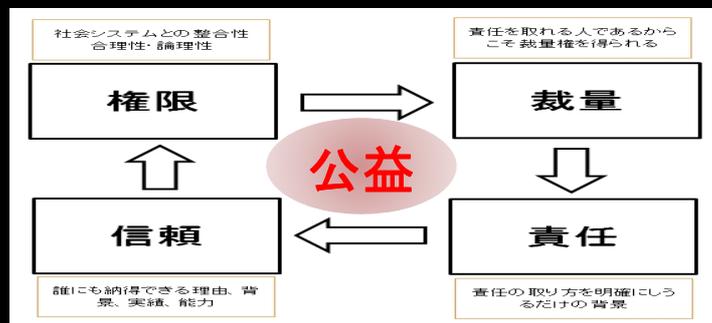
(目的)

第一条 この法律は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物と地域環境の質の向上に寄与させることを目的とする。

「地域環境の質」という、個別性が高く、かつ広く社会性を帯びた公益に関わるものは裁量判断をせざるざるをえません

この一語が入るだけで、
建築士の仕事の広がりが変わります。が・・・

単に「専門家に権限を与えよ」と 言って、与えられるものではない



裁量権を付与されるためには、単に「基準」への適否を判定するだけの「資格」とは別のレベルの「信頼」を得、「責任」を持つことが必要

裁量を委任できる専門家の育成

専門家たちに「公益に資する活動」を始めるきっかけを与える

存在意義を認められる専門家とは
⇒ある領域の「公益」を代理していること

これからの社会に必要となるが誰も担っていない
「公的領域」(建築物と地域環境の質の向上)を
自ら担うと宣言すべきである

裁量を委任できる専門家の育成

JIA(日本建築家協会) 芦原会長
12年9月の横浜大会で
新しい建築家像を提示

「巨匠」から「調停者」へ
「作品」から「運動体」へ
「啓蒙」から「対話」へ

裁量性のある制度
裁量性のある判断
のためには

判断基準となる「基本理念」
が必要です

建築・都市にかかわる基本理念の必要性

基本理念の必要性

- 1・基本理念がないと、関係する社会システム全体の統一が取れない
…制度・システム間の整合性が取れない
- 2・基本理念がないと、関係する分野に関する真の問題発見ができない
…評価をするためには上位の理念が必要
- 3・基本理念がないと、施策の優先順位が決められない
…基本理念に基づく施策の体系を構築する必要

慶應義塾大学 印南一路教授「医療制度改革」より

理念の意味と機能について

- 具体的な施策のための評価と判断の基準を定めること
- 裁量的な判断を行う際の根拠と優先順位を定めること

⇒社会全体で合意した「理念」を明示し、それに沿って「関係者の責務」「実行プログラム」を記述したものが「**基本法**」と呼ばれるもの

「基本法」とは何か

1・基本法とは、国政に重要なウェイトを占める分野について国の制度、政策、対策に関する基本方針・原則・準則・大綱を明示したものであるといわれている（憲法と個別法との間をつなぐもの）

2・基本法は、国の制度・政策に関する**理念**、基本方針を示すとともに、**それに沿った措置**を講ずべきことを定めている（これを受けて、基本法の目的、内容等に適合するような形で、さまざまな行政諸施策が遂行される）

⇒「理念」を明示し、それに沿って「関係者の責務」「実行プログラム」を記述したものが「**基本法**」と呼ばれるもの

小野寺理 「立法と調査」(1999・1月)参議院法制局 より

建築・都市にかかわる基本理念の必要性

「基本法」リスト

- 1、教育基本法(昭和22年3月第25号)
- 2、原子力基本法(昭和30年12月第186号)
- 3、災害対策基本法(昭和36年11月第223号)
- 4、観光立国推進基本法(昭和38年6月第107号)
- 5、中小企業基本法(昭和38年7月第154号)
- 6、森林・林業基本法(昭和39年7月第161号)
- 7、消費者基本法(昭和43年5月第78号)
- 8、障害者基本法(昭和45年5月第84号)
- 9、交通安全対策基本法(昭和45年6月第110号)
- 10、土地基本法(平成元年12月第84号)
- 11、環境基本法(平成5年11月第91号)
- 12、高齢社会対策基本法(平成7年11月第129号)
- 13、科学技術基本法(平成7年11月第130号)
- 14、中央省庁等改革基本法(平成10年6月第103号)
- 15、ものづくり基盤技術振興基本法(平成11年3月第2号)
- 16、男女共同参画社会基本法(平成11年6月第78号)
- 17、食料・農業・農村基本法(平成11年7月第106号)
- 18、循環型社会形成推進基本法(平成12年6月第110号)
- 19、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年12月第144号)
- 20、特殊法人等改革基本法(平成13年6月第58号)
- 21、水産基本法(平成13年6月第89号)
- 22、文化芸術振興基本法(平成13年12月第148号)
- 23、エネルギー政策基本法(平成14年6月第71号)
- 24、知的財産基本法(平成14年12月第122号)
- 25、食品安全基本法(平成15年5月第48号)
- 26、少子化社会対策基本法(平成15年7月第133号)
- 27、犯罪被害者等基本法(平成16年12月第161号)
- 28、食育基本法(平成17年6月第63号)
- 29、住生活基本法(平成18年6月第61号)
- 30、自殺対策基本法(平成18年6月第85号)
- 31、がん対策基本法(平成18年6月第98号)
- 32、観光立国推進基本法(平成18年12月第117号)
- 33、地理空間情報活用推進基本法(平成19年5月第63号)
- 34、宇宙基本法(平成20年5月第43号)
- 35、生物多様性基本法(平成20年6月第58号)
- 36、国家公務員制度改革基本法(平成20年6月第68号)
- 37、交通基本法(平成22年制定に向けて検討中)

建築・都市にかかわる基本理念の必要性

JIA「建築まちづくり基本法(案)」 に掲げる理念は

第2条 基本理念案(抜粋)

- 1・建築の芸術的・文化的価値の実現
- 2・周辺環境との調和の実現
- 3・自然・都市景観や建築的・都市的文化遺産の尊重
- 4・地域性の尊重とまちづくりとの一体性への配慮
- 5・地球環境への配慮

建築・都市にかかわる基本理念の必要性

建築基本法制定準備会が 提唱する「建築基本法」の理念は

- 1・美しくしなやかな成熟社会を築くために、
安全で質の高い建築とまちなみをつくる
- 2・建築とまちなみを価値ある社会資産として
蓄積し、世代をこえて引き継いでゆく
- 3・それらを作り上げる関係者の役割と責務を
明らかにし、協力し合う社会システムを作る

建築・都市にかかわる基本理念の必要性

UIA大会での 「建築・まちづくり宣言」 「建築関連五会」の会長が共同で宣言を出した (UIA東京大会・2011年9月20日)

- 1.すべての人々が生き生きと健康に暮らせる、
安全・安心な生活環境づくりに貢献します。
- 2.健全で活力ある生産・経済活動を支える、
持続可能な社会環境づくりに貢献します。
- 3.人々が誇りと愛着を持ち、地域固有の自然や歴史を
継承する、豊かな文化環境づくりに貢献します。

建築・都市にかかわる基本理念の必要性

次世代建築生産社会システムへのロードマップ素案



建築・都市にかかわる基本理念の必要性

国も、手をこまねいているわけではなくて

平成22(2010)年5月に公表された
「国土交通省成長戦略」の中の住宅・都市分野
「3つの大戦略・6つの具体的戦略」

3つの大戦略

- ①大都市イノベーション創出戦略
- ②地域ポテンシャル発現戦略
- ③住宅・建設投資活性化・ストック再生戦略

建築・都市にかかわる基本理念の必要性

目指すところは おおむね共通している

- ①大都市イノベーション創出戦略
 - a) 世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化
- ②地域ポテンシャル発現戦略
 - b) 新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの推進
 - c) まちなか居住・コンパクトシティへの誘導
- ③住宅・建設投資活性化・ストック再生戦略
 - d) 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化
 - e) 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保
 - f) チャレンジ25(温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減という目標)の実現に向けた住宅・建築物の整備

平成24年度 国土交通大臣からの の諮問でも

諮問(社会資本整備審議会・建築分科会・建築基準制度部会)

今後の建築基準制度のあり方について

諮問理由

国民生活や社会経済活動の中心となる建築物の安全等を確保するための建築基準法及び建築士法は戦後復興期に制定され、……法体系が複雑でわかりにくいとの指摘がなされている。一方、社会経済的なニーズの多様化・高度化、人口・世帯減少社会の到来、環境制約の一層の高まりなど様々な課題に社会全体として対応が求められる中、……良質な建築ストックの形成に向けた既存建築物対策の充実強化等の要請に的確に対応することが求められており、……危険な建築ストックの改善等が課題となっている。

建築基準法等の建築法体系全体の目指すべき基本的方向に関して検討を行った「建築法体系勉強会」においても、現行の法体系について:

- ① 時代の変化に対応したわかりやすい規制体系への移行;
- ② 実効性が確保され、効率的な規制制度への見直し;
- ③ 専門家の資質確保・向上に資する資格制度への見直し;
- ④ 所有者等が的確に判断できる法体系への見直し

が必要であるとして……制度見直しのあり方について検討する必要がある。

これが、今回の諮問を行う理由である。

「建築基本法」についても 一定の動きはあります

「建築基本法にも取組む」/国交省/井上住宅局長
が方針

(2012・10・10 建設通信)

10月5日に開かれた日本建築士事務所協会創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会記念パーティーで……(国土交通省住宅局)井上局長は、9月に諮問された「今後の建築基準制度のあり方について」を審議する建築法体系勉強会では「当面する課題」を検討したうえで「先々は、建築基本法などの基本問題に取り組んでいきたい」との方針を示した。

「建築基本法」は 美しくしなやかな成熟社会への 第一歩

都市・建築の分野から
未来に希望を持てる社会像を